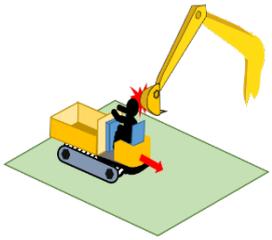


令和 5 年 6 月 6 日

死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生月	令和5年3月
事業の種類	農業
災害の概要 (注1)	<p>被災者は、ドラグショベルで木材チップをすくい上げ、アームを上げたまま、近接して、不整地運搬車を運転し後退させたところ、ドラグショベルのバケットと不整地運搬車の運転席フレームとの間に身体の一部をはさまれた。</p> 
災害防止のためのポイント (注2)	<p>◎ 車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業を行う場所の広さ・地形、当該機械の種類及び能力等に適応する作業計画を定め、その計画に基づき作業を行うこと。</p> <p>◎ 労働者に車両系建設機械等の操作を行わせるときは、当該労働者が有資格者であることを確認し、業務に従事するときには車両系建設機械技能講習修了証等を携帯させること。</p> <p>◎ 車両系建設機械等の運転席から離れるときは、バケット等の作業装置を地上に下すこと。また、併せて原動機を止め、走行ブレーキ等の逸走防止措置を講じること。</p> <p>◎ 車両系建設機械や車両系荷役運搬機械を走行等させるときは、あらかじめ周囲に人や障害物がないか確認をしてから操作すること。また、同機械を操作するときには、原則複数名で作業を行うこととし、安全確認を徹底すること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <p>● 車両系建設機械作業における労働災害防止対策(長野労働局 HP) https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/kensetsukikai_rousaiboushi.html</p> <p>本件災害も含め、昨年からの重機による死亡災害等が後を絶たしません。「これまで災害がなかったから、これからも大丈夫」という考えが最も危険です。あらかじめ作業に潜む危険を着実に予知し、危険に応じた対応策をとることを徹底しましょう。</p> 

※ 本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない。

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。